

総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、2007年（平成19年）に高齢化率が21%を超え「超高齢社会」となっており、今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える2015年（平成27年）には4人に1人が65歳以上となっていることが予測されています。比較的若いまちといわれている本市においても高齢化率が2012年（平成24年）には21%を超え、2016年（平成28年）には25%を超えるものと推計しています。

このようななか、平成12年4月に施行された介護保険法は施行から10年以上が経過し、介護保険制度は高齢者を社会で支える仕組みとして歩を進めてきています。

今後、より一層高齢化が進行し、要介護者や認知症高齢者の増加、介護期間の長期化などの課題が出てくることが予想されており、地域に暮らす高齢者を支える環境づくりが求められます。

こうした状況に対し、国では高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方のもと、取組みを進めていくことが必要であるとしています。

一方で、これから高齢期を迎える人たちは、豊かになった経済状況のもと、多くの選択肢のあるなかで生活を送ってきた世代であり、心身ともに健康を保ちながら、単に支援される存在ではなく、就業や地域活動、ボランティア活動などを通じて能動的に社会で活躍したり、文化・スポーツ活動などを通して生きがいを持って暮らし続ける人もこれまでより多くなってくると考えられます。

このように、社会情勢の変化とともに高齢者の生活スタイルや価値観が多様化するなか、高齢者福祉への対応は、地域での協働が必要不可欠となっており、介護や支援を必要とする方を身近な地域で見守り、支え合う体制の構築を図るとともに、元気な高齢者がより元気に充実した生活を過ごせるような環境づくりをより一層推進することが求められます。

「第5期せつつ高齢者かがやきプラン」は、このような状況やこれまでの本市の高齢者施策の実績などを踏まえ、「第4期せつつ高齢者かがやきプラン」を見直し、本市の今後の高齢者保健福祉・介護保険事業の施策の方向性を明らかにするもので、これからも誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、市民・事業者・行政が協働して事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

2. 計画の根拠法

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく計画であり、この二つの計画を「せつつ高齢者かがやきプラン」として一体的に策定するものです。

本計画は「摂津市総合計画」をはじめ、「摂津市地域福祉計画」「健康せつつ 21」等と整合性を図りながら、市が推進する高齢者施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取組み方針を明らかにするために策定する計画です。

また、関連計画となる「大阪府高齢者計画 2012」や「大阪府地域ケア体制整備構想」と調和のとれた内容とします。

3. 計画の期間

本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とし、第 3 期、第 4 期計画の延長線上に位置づけられており、第 3 期計画策定時に定めた平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

	(年度)										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
せつつ高齢者 かがやきプラン		第3期									
					第4期						
								第5期(本計画)			

4. 計画の策定体制

本計画は、幅広い関係者の参画により様々な視点からの検討を行うため、公募市民をはじめ、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者代表などから構成された「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」において、審議を進めながら策定しました。また、計画の策定にあたっては、以下の方法で市民の意見や意向を把握するとともに、大阪府との調整を図りました。

(1) 調査等の実施

① アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料を得る目的で、50歳以上の市民、一般高齢者、要介護認定者を対象とした「市民意向調査」「日常生活圏域ニーズ調査」をはじめ、ケアマネジャーを対象にアンケート調査を実施しました。

	対 象	回収数／配布数	回収率
市民意向調査	50歳以上の市民から無作為抽出	1,497／3,000	49.9%
日常生活圏域ニーズ調査	介護保険第1号被保険者から無作為抽出	2,003／3,000	66.8%
居宅介護支援専門員調査	市内居宅介護支援専門員	37／48	77.1%

② 家族介護者への聞き取り調査

計画策定を進めるうえで、市内在住の家族介護者を対象に、生活の状況や介護にかかわるなかでの不安や悩みなどの実態を把握し、アンケート調査結果を補完する目的で実施しました。

③ ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者に対する調査

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などに対する今後の施策を展開するため、ひとり暮らし高齢者及び認知症の高齢者を対象に、平成22年度に実態把握を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

計画案に対して市民から広く意見をいただくため、市ホームページをはじめ、市役所や公民館、図書館などを通じて、パブリックコメントを実施しました。

(3) 大阪府との調整及び連携

本計画の策定過程においては、大阪府から作成上の技術的事項における助言を受け、協議を行うとともに、大阪府及び府内市町村の関係者で構成される計画見直しワーキングチームに参画し、情報交換を行いました。

5. 計画の進行管理及び評価

(1) 計画の進行管理

計画の効果的な運用を図るため、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」において、計画の達成状況を年度ごとに検証、評価します。

具体的には、市は計画に基づく各事業の進捗状況や事業効果を把握するとともに、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」に報告し、改善に向けた検討を行います。また、その内容について市のホームページ等で市民に公表します。

(2) 計画の評価

次期計画の策定の際に、事業実施状況や計画目標値の達成度等について評価を行い、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」に報告するとともに、その結果を次期計画に盛り込むこととします。

6. 日常生活圏域設定の考え

「日常生活圏域」とは、誰もが身近な地域で適切なサービスを受けながら暮らし続けられるように、地理的条件や人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域特性に応じて市町村を区分したものです。

本市では、第3期計画において、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定しています。この圏域については、第5期計画においても引き継ぎ、サービス基盤の整備や充実を図ります。

■ 摂津市の日常生活圏域の状況

	安威川以北圏域	安威川以南圏域	合計
圏域内人口	40,430人	43,871人	84,301人
高齢者数	8,339人	8,592人	16,931人
うち75歳以上	3,512人	2,877人	6,389人
高齢化率	20.6%	19.6%	20.1%
うち75歳以上	8.7%	6.6%	7.6%
ひとり暮らし高齢者数	2,489人	1,883人	4,372人
高齢者のみ世帯数	1,534世帯	1,562世帯	3,096世帯
要支援・要介護認定者数	1,369人	1,205人	2,574人
認定者割合	53.2%	46.8%	100.0%
要介護認定率	16.4%	14.0%	15.2%
居宅介護支援事業所	11箇所	7箇所	18箇所
訪問介護事業所	13箇所	7箇所	20箇所
通所介護事業所	5箇所	6箇所	11箇所
認知症対応型通所介護事業所	2箇所	2箇所	4箇所
特定施設	0床	25床	25床
認知症対応型共同生活介護事業所	27床	27床	54床
小規模多機能型居宅介護事業所	0箇所	1箇所	1箇所
地域密着型介護老人福祉施設	0箇所	0箇所	0箇所
介護老人福祉施設	54床	220床	274床
介護老人保健施設	72床	100床	172床
介護療養型医療施設	4床	0床	4床

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票等（平成23年9月末）

■日常生活圏域の位置

